

第1回茨城県障害者施策推進協議会における委員意見への対応について

番号	意見者	意見の要旨	該当ページ	県の考え方
1	茨城県精神保健福祉会連合会 弓野委員	第2章1障害者の現状 障害手帳交付者数の年齢別の棒グラフについて、身体障害だけ年齢の区分が異なるので、統一したほうがよい。	p17	ご指摘を踏まえ、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を身体障害者手帳に合わせて、60歳以上に修正いたします。
2	茨城県手をつなぐ育成会 飯村委員	第3章Ⅰ-3-(1)福祉施設入所者の地域生活への移行 地域生活への移行が進まない理由の一つとして、施設に入所している場合と地域に移行した場合での金銭面での差があると思う。県として地域移行する方への金銭的な支援を考えていただきたい。	p32	地域生活を支える居宅介護や短期入所等の在宅サービス提供基盤の整備や、地域での生活を望む方については、必要なサービスが提供できるよう、事業者の参入促進を図るとともに、サービスの質の向上に努めております。グループホームに入居する障害者に対する国の家賃補助制度の利用促進や、地域生活に移行した障害者が、身近なところで相談やサービス利用援助などの支援が受けられるよう、市町村と連携し相談支援体制の整備を進めてまいります。
3	茨城県肢体不自由児者の会連合会 尾坐原委員	第3章Ⅰ-3-(3)障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備 強度行動障害を有する者への支援体制の充実に、重症心身障害の方や、全介助が必要な方への支援を追加していただきたい。	p38	強度行動障害を有する者への支援において、重度の障害があり介護の必要性がとて高い人に、障害福祉サービスを包括的に行う重度障害者等包括支援や、常に介護を要する重度の肢体不自由者に、自宅で、排せつ・食事の介護・外出時における移動支援等を行う重度訪問介護サービスの支援があり、今後も障害福祉サービス提供体制の整備に努めてまいります。
4	茨城県肢体不自由児者父母の会連合会 尾坐原委員	第3章Ⅱ-2-(4)施設におけるサービスの充実 障害者の医療について、あすなるの郷や愛正会の使い勝手があまりよくない。もっと障害者医療の中心となって障害者医療を引っ張っていただきたい。	p67-69	いただいたご意見を踏まえ、引き続き、具立あすなるの郷病院や愛正会記念茨城福祉医療センターと連携を図りながら、医療と福祉それぞれのサービスの充実が図られるよう運営支援等に取り組んでまいります。
5	茨城県自閉症協会 秋田委員	第3章Ⅰ-4-(3)生涯学習の推進 生涯学習施設の機能をより一層充実させることだけでなく、既存の施設においての合理的配慮をお願いしたい。 <背景>宿泊研修施設利用時に、一律の規則をお願いされるが、「子どもが障害児者であり、その家族である」ことが理由で規則を守ることができない場合がある。利用にあたっての根本的なシステムの見直しと合理的配慮をお願いしたい。	p43	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方は、利用料を減免するなどの従前の対応に加え、施設の設備・備品等のバリアフリー対応状況や、対応範囲を発信し、問い合わせへの対応や利用前のコミュニケーションを充実させることで安心安全に施設を利用いただける体制を整えてまいります。
6	茨城県自閉症協会 秋田委員	第3章Ⅰ-6-(1)文化芸術活動の充実 「障がい者芸術活動支援センター」が担う内容が記載されているが、茨城県では障害福祉課内の設置であり、全国の支援センターの設置状況や活動状況と比較すると、劣っている感が否めない。全国各地で、すべての障害種に対しての文化活動・芸術活動を支援する活動が、ネット上で誰もが知ることができる今、支援センターの設置を含めてもっと真摯に取り組む必要が感じられる。	p54	障害者自身による音楽、演芸等の発表及び地域ボランティア、サークル等の文化活動の発表、障害者の作成した作品等の展示及び販売を内容としたイベントの実施や、障害のある人の文化芸術活動に関するシンポジウムの開催や広報・啓蒙活動などを通して、障害者の文化芸術活動の更なる充実が図られるよう取り組んでまいります。
7	茨城県介護福祉士会 大兼久委員	第3章Ⅱ-4-(1)人材の確保・育成の推進 現状でも人材確保は難しくなっているが、今後の地域移行の推進やサービス見込量、国等の示す介護福祉職員数の推移などを見ても、2025年以降さらに介護福祉人材不足が大きな課題の一つとなる。 研修などによる介護福祉職員の養成、資質の向上も大変重要ではあるが、近隣でもサビ管などに資質向上を求めたいが、退職する職員も多く、とにかく担い手がいないという状況。 まずは数を確保することについてもう少し重視してはどうか。	p77-78	福祉人材の確保のため、「参入促進」「資質の向上」「処遇・労働環境の改善」の3つ観点から、取組の充実や実施方法の工夫等により、福祉人材の確保を図ってまいります。 また、小中高生などこれから将来の職業を選択する若年層を対象とした福祉のイメージアップのための取組とともに、シニア人材や外国人材の受け入れ等多様な人材の参入促進についても、積極的に取り組んでまいります。
8	茨城県訪問介護協議会 渋谷委員	第3章Ⅱ-2-(5)相談支援体制の充実 計画相談支援員の職員が不足しているが、計画やモニタリング時にしか収入がないため、増員が難しい。増員がしやすいようにプラン料金の見直しや、計画相談員の育成をお願いしたい。	p70	相談支援専門員の育成については、相談支援従事者研修として、初任者研修、現任研修、主任研修、専門別研修を委託により実施しており、今後も継続して研修内容の充実に努めてまいります。なお、プラン料金の見直しについては、報酬に関するものであり、国において決定する事項となっております。
9	茨城県訪問介護協議会 渋谷委員	第3章Ⅱ-2-(5)相談支援体制の充実 利用者の家族の葬儀や財産についての対応など市町村により対応が異なり戸惑うことがあるため、基本的に生じる事例をどのように対処すべきか周知できるといいのでは。	p70	地域自立支援協議会連絡会において市町村自立支援協議会と連携の強化を図り、相談支援に係る各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を進めており、市町村職員や相談支援専門員を集めた連絡会議などで周知してまいります。
10	茨城県訪問介護協議会 渋谷委員	第4章(1)訪問系サービス 同行援護の利用希望が他市町村からもあるが、ヘルパーの不足と研修受講枠の理由により、新規利用者を受けることが困難。各市町村で事業所を確保できるよう努めていただきたい。	p99	現在、同行援護従事者養成研修については、5者を指定し実施しております。なお、同行援護を行う事業所がない市町村もあるため、事業者に対しては的確な情報提供などにより訪問系サービスへの参入を促進し、身近な地域で必要なサービスが提供できる体制の整備を進めてまいります。なお、同行援護従事者は行動援護従事者等に含まれます。